

成田市入札等監視委員会議事概要(令和7年度第1回定例会議)

【日 時】 令和7年7月4日(金) 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所6階 中会議室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1)入札及び契約手続の運用状況等について

事務局

ただいまより、令和7年度第1回成田市入札等監視委員会定例会を開会いたします。開会にあたりまして、総務部長の岩沢より、ご挨拶申し上げます。

岩沢総務部長

委員の皆様方には、日頃より、市政運営につきまして多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市の入札制度につきましては、これまで、電子入札による一般競争入札の本格実施や総合評価落札方式による入札など、入札環境の整備に取り組んでまいりました。

入札及び契約の適正化に関しましては、従来から様々な取り組みを行っているところでございますが、より競争性及び公正性の高い入札を確立するために、入札制度につきましては、常に点検し、改善していく必要があると考えております。

そのようなことから、本委員会の開催は、第三者の視点から、本市の入札・契約執行に対してご指摘やご指導をいただき、今後の、より適正な入札制度構築に生かしていくための、貴重な機会として位置づけさせていただいております。

本日の委員会は、令和6年度の下半期の契約案件のうち、ご選定いただきました10件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。限られた時間ではございますが、

委員の皆様には、様々な角度から、ご意見・ご提言等をいただければ幸いです。

なお、本日はご審議にあたりまして、担当課職員を入れ替え制とさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

総務部長につきましては、所要のため、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。議事進行につきましては、成田市入札等監視委員会条例第5条により、委員長が行うこととなっておりますので、枝広委員長よろしくお願いいたします。

枝広委員長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。なお、本定例会は、審議事例の事業担当課を入れ替えて進行させていただきます。

では、議事1『入札及び契約手続の運用状況等について』事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議事1、「入札及び契約手続きの運用状況等について」ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

対象期間は、令和6年10月1日 から 令和7年3月31 日で、令和6年度の下半期を対象としております。まず、発注工事等の件数でございますが、「1.一般競争入札」は、404件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が 78 件、業務委託が 242件、物品購入等が54 件、測量等が 30 件でございます。次に「2.見積競争」は、174 件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が 118 件、業務委託が 18 件、物品購入等が 33 件、測量等が 5 件でございます。次に、「3.特命随契」は 99 件実施しております。特命随契につきましては、「随意契約に関するガイドライン」を策定し、事業担当課に周知を進めているところでございまして、引き続き適正な運用を図ってまいりたいと考えております。内訳といたしましては、建設工事が 9 件、業務委託が 41 件、物品購入等が 44 件、測量等が 5 件でございます。以上が運用状況でございますが、参考として添付してございます令和5年度下半期の実績と比較いたしますと、案件の合計数は、減少している状況でございます。

続きまして、資料2「指名停止業者一覧表」をご覧ください。指名停止につきましては、「成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づき、実施しておりますが、令和6年

度下半期の指名停止の件数は、16件でございました。

続きまして、資料7をご覧ください。一般競争入札の落札率の推移グラフでございます。建設工事が、前年度より高くなっており、業務委託が前年度より低くなっております。

続きまして、資料8をご覧ください。令和6年度下半期建設工事入札不調案件一覧でございます、7件ございました。

以上、大変雑駁ではございますが、「入札及び契約手続きの運用状況等について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

大越委員

指名停止の10番で指名停止期間が3ヶ月となっている理由が、代表者が変更になった直後に旧代表者名で入札があったためとされていますが、この成田市の入札参加資格者名簿に関する変更の届出というのは、登記簿謄本を付けて提出するのでしょうか。

事務局

提出先につきましては、千葉県電子自治体共同運営協議会の方でまとめて受付をしておりますので、個々の変更の手続きについては本市の契約検査課に提出するのではなく、その代表窓口に必要な書類を提出していただきます。

大越委員

通常ですと、必ず登記を終わらせて登記簿謄本を付けて出すのですが、昨今の状況から最低でも3週間から1ヶ月は登記までに時間がかかります。もし、その窓口で運用が厳し過ぎると、この処分はかなり厳しい処分だと思いましたので、質問させていただきました。

もう一点ですが、指名停止の8番と16番のところで、契約業者の担当者の方の体調不良で業務遂行が困難になったということで、契約解除の申し入れがあって、その場合には指名停止の期間が6ヶ月ということで非常に長い期間かと思えます。体調不良を口実にというのは、許してはいけないものだと思いますが、本当にそれが体調不良だったのかそうではなかったのか、逆に本当に体調不良なのに厳しい処分をしてしまうと、昨今の労働環境のいろんな問題から、逆に処分が厳しすぎるという批判も出てくる可能性があると思ひまして、その辺りの事実確認等はされているのか。また、本当にやむを得ないという場合には運用も弾力的になさっているのか、そこをお伺いしたいと思います。

事務局

今回の対象業者のうち、8 番につきましては、県の入札案件で、県の判断に従ったものの、16 番につきましては、今後仕事自体を続ける意思があまりないような状況でしたので通常どおり指名停止措置をいたしました。事情によっては厳しい措置にならない可能性も当然ございます。

大越委員

分かりました。何もせずに機械的に指名停止をしてしまうと、訴訟リスクもあると思い、質問いたしました。

枝広委員長

ありがとうございました。

私の方からも確認したいのですが直接成田市に関わる指名停止業者の中で、契約辞退を申し出ているものがありますが、それは、その後改めて入札をする等、どのような経過になったのでしょうか。

事務局

契約を辞退した 2 件については、速やかに再度入札を行いまして、契約に至っております。業務への影響はありません。

枝広委員長

支障がなければいいですし、業務が遂行されていればいいと思います。

資料 8 で、入札が不調になった案件で 7 番についてお伺いしたいのですが、土木一式工事で不調であった後、工種を管工事に変えて、入札をした結果、予定価格が 1,500 万円ほど変化しておりますが、これは工事の内容に変更があったのでしょうか。それとも工事を分割して、管工事のみとして扱ったのでしょうか。不調の後、落札した金額が減少するというのはいかなる理由があると思いますがその理由をご説明いただければと思います。

事務局

この案件につきましては、上半期にも 1 度不調となり、計 2 回土木工事で不調となっております。そのため対象業者へのヒアリングを行い、設計を見直しまして、元々は水道管の工事と舗装復旧という形で土木工事が入ってきまして土木工事のウエイトが高いので土木工事を出していましたが、舗装復旧工事を除き、管工事のみを行うという形で出したため

予定価格もかなり低くなっております。舗装復旧工事については今年度中に土木一式工事で発注すると聞いております。

枝広委員長

そうすると舗装の復旧工事については、また別途入札をするということですが、それは既に行われたのですか。これから行うのですか。

事務局

工事の手順としましては、管工事が完全に終了してから舗装復旧工事になりますので、舗装復旧工事についてはまだ発注がされていなかったと思います。

枝広委員長

こういうケースの場合は、別に欄を設けて、復旧工事については別途発注等の記載をしていただかないと、最終的な金額がいくらになるか等疑問が残る記載の仕方だなと思いますので今後のご対応をよろしくお願いいたしますと思います。

(2)選定事例の審議について

事例1 三里塚地区他緑地管理草刈委託(令和7年度)

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

次に議事2 選定事例の審議に入らせていただきます。

事例1の事業担当課は入室してください。

それでは、事例1の「三里塚地区他緑地管理草刈委託(令和7年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例1について、ご説明させていただきます。事業名は、「三里塚地区他緑地管理草刈委託(令和7年度)」。

発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「緑地管理・道路清掃」に登録があり、所在区分が市内業者として登載されているものを対象とし、造園工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者である

ことといたしました。開札日は、令和7年3月14日。入札参加者数は、11 者でございました。契約日は、令和 7 年 3 月21日。予定価格は、465 万 3,000 円。契約金額は、325 万 7,100 円で契約の相手方は、株式会社タナカグリーンでございました。詳細につきましては、事業担当課であります 公園緑地課より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務は西三里塚地区や本三里塚地区などにございます本市管理の緑地について年間の草刈業務委託を行うものでございます。本市では同様の委託業務として成田ニュータウン内で 5 地区の他、公津の杜地区、はなのき台地区、各工業団地など市内 14 地区、約 65 ヘクタールにおいて緑地の適正な日常管理に努め、市民に安全で快適な空間を提供しています。

枝広委員長

ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。それでは私の方からお伺いさせていただきますと思います。

成田市の公告を拝見したところ、同日に開札を行うのは 4 件を超えて落札者となることができないものとするというのを読んで、おおよそ理解しましたが、この事例が本当に公正・公平に行われているのかどうか疑問があったので挙げさせていただきました。例えば、同日ということですから、この場合、抽選が 3 月14日に行われております。さらに 3 月14日非常に多数の案件が入札にかけられたのですが、さらに 3 月28日にも何件か入札が行われております。この辺の分け方というのは、どういう理由なのでしょう。日にちが変われば、同じ業者が抽選によって4件を超えて落札することができるという事象が起きております。この要因をご説明ください。

事務局

3 月 14 日の開札で 39 件の開札を行いました。内訳としましては、緑地管理対象の案件が 25 件、草刈りが 14 件、その日に開札を行い、入札の不調が 4 件、契約前の辞退が 3 件となり、7 件が契約に至らず、32 件が契約に至りました。契約に至らなかった7件については、至急公告をし直しまして、3 月28日に開札が行われた形になっております。

枝広委員長

3 月 14 日の時点では無効になったけれども、そのように不調であったが故に 3 月 28 日に開札したものについては、3月 14 日に落札したものに加えて落札者として決まっているというのが、全体表の中から見てとれますが、日にちを変えれば4件を超えて落

札することができるということで解釈してよろしいですか。

事務局

3月28日に開札した案件についてですが、3月14日に開札したときも応札者が少なかった状態にありました。同じ落札制限のままで、3月28日に不調になった案件を入札にかけても応札者がいない可能性もございましたので、令和7年度当初から業務を行ってもらうために落札制限をかけない形で入札を行いました。

枝広委員長

気になるのは、先ほど言いましたように公正性、公平性が保たれるかという観点に立てば、3月14日には大体12者から13者ぐらいが応札しています。3月28日には、参加業者数数が大体1者か2者、多くて3者しかないというような状況で、参加業者数が激減しています。参加業者数が極端に減っていることから、公平にそこで電子入札がされているのかという疑問があったのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

事務局

3月14日の開札に対応する入札の段階では、各業者がどれだけの業務を取れるかどうかは分からない状態で、数多くの業者が参加していただいたとは思いますが、3月14日の開札により担当する場所が決まってきた段階で、それよりもまだ仕事が欲しいという業者が3月28日の開札案件に応札してきたと思いますので、そこは参加業者が多少減っても仕方がないという考えです。

枝広委員長

私が考えたのは逆で、既に4件取っている業者が3月28日にほとんど落札しています。3月14日に4件取れなかった業者がみんな辞退して、そこに参加されなかったという方が不思議に思えました。

事務局

憶測にはなりますが、不調になった案件ですのでどちらかというと他の案件よりも人気はなかったと感じています。

枝広委員長

緑地管理の案件は最低制限価格でほとんど落札しており、相当の確率で抽選を行って落札者を決定しています。この抽選が公平に行われているかどうか以前にも聞かせていただきましたが、問題ありませんね。

事務局

はい。

枝広委員長

それでは他に委員の方で何かございますか。

横山委員

緑地管理の案件は多くが落札率 70%の最低制限価格で落札されていますが、そもそもの予定価格の算定根拠とその相当性をお聞かせください。

担当課

設計積算につきましては千葉県の積算根拠に基づく歩掛や単価を使っておりますので、特に何か問題があるような積算方法をしておらず、一般的なものであると考えております。

横山委員

最低制限価格で業者が入札するわけですから基準と実情との乖離があると思います。最低制限価格を 70%よりも低くして入札できるような仕組み等があればもう少し競争が働くのですが、あまり質を低くするのは良くないので、そこは難しいところだとは承知しております。

担当課

緑地管理業務は特別難しい業務ではなく、一定の質を確保する必要があるということ鑑みると、最低制限価格 70%というのは妥当なところだと思います。

事務局

現状、最低制限価格は 70%にしていますが、それ以前は 60%でした。平成 30 年度に市内の業界団体等から労働環境確保する観点から引き上げをお願いしたいということで、70%に上げてきた経緯がございます。千葉県の最低制限価格は 80%にしておりますが、市内の業界からは県の 80%に合わせてもらいたいというような要望を受けているところです。入札の現状を考えると、最低制限価格を上げることも難しいのですが、下げることも難しく、現在の 70%に落ち着いております。

枝広委員長

落札件数が少ない業者にとっては死活問題も多少あつたりするでしょうから、単純な作業ですが地域の業者を育成するという意味ではあまり集中しすぎるのも好ましくないと
思います。また、果たして適切な抽選なのかという疑問がありましたのでお伺いいたしました。

それでは、事例1の審議はこれで終了といたします。次に、事例2「空調設備保守管理委託(下総みどり学園)(令和7年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 空調設備保守管理委託(下総みどり学園)(令和7年度)

〔制限付一般競争入札〕

枝広委員長

それでは、事例2の「空調設備保守管理委託(下総みどり学園)(令和7年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例2について、ご説明させていただきます。事業名は、「空調設備保守管理委託(下総みどり学園)(令和7年度)」。

発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の「委託」部門、「建物設備等保守・修繕」に登録があり、所在区分が市内業者として登載されているものを対象とし、管工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者であることといたしました。開札日は、令和7年2月28日。入札参加者数は、1者でございました。契約日は、令和7年3月6日。予定価格は、172万950円。契約金額も、172万950円で契約の相手方は、伊藤設備工業株式会社でございました。詳細につきましては、事業担当課であります学校施設課より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務の概要といたしましては、EHPパッケージエアコンおよび全熱交換器について、毎年冷房運転前の6月頃と暖房運転前の11月頃の年2回、各教室の室内機および各系統の室外機並びに全熱交換機において、機器の破損、汚れ、変形等がないか、動作確認をして、異音や振動、水漏れがないかを確認するとともに、あわせてフィルター清掃を行う

ものでございます。また機器の故障等における緊急時の対応も行うものでございます。

枝広委員長

ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。それでは私の方からお伺いさせていただきますと思います。

この案件は、同じ会社がずっと継続して保守管理を行っているのですか。

担当課

はい。当課で確認している限り、令和2年度から今回の落札会社と同じ会社が受注をしているものでございます。

枝広委員長

そうであれば、特命随契としてもおかしくないような状態です。4年間以上、1者で継続して受注をしているという状態で競争入札といえるのか、あるいは他社が入る余地はないのかお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

事務局

15年から20年ぐらい前ですが、本件と類似する案件につきまして特命随契という形でやっておりました。どこかのタイミングでその特命随契が正しいのかどうかということで、一般競争入札にかけ始めたと思いますが、施設によっては競争が働いて望ましい結果が出たものもあると思います。しかし、本件のように、1者入札で落札率100%という案件が多く残っているというのは確かな状況です。全てが望ましい結果にはなってはいないとは思いますが一般競争入札にかけ続けて、他の業者が入る可能性を残していくことが大事なプロセスであろうと考えております。

枝広委員長

努力をされたあるいはその辺の一般競争入札との兼ね合いをどう考えるかですが、1者しかなかなか入り込めないのでしょうか。感覚的なものかもしれませんが、もしご存知でしたら教えていただければと思います。

担当課

言い切ることは難しいのですが、入る余地がないというよりも、メンテナンスをやったことのない学校ですと現場の状況を分かっていないので、心理的なハードルが他社にはあるのではないかと想像しております。

枝広委員長

今回、空調設備保守の案件のうち4件は最低制限価格で落札され、他の17件については全て予定価格100%で落札されていますが、このように両極端であるということは、何か原因があるのでしょうか。ずっとこのような金額が維持されているのか、それも含めてご存知でしたらご説明いただけると助かります。

担当課

ただいまお話のありました70%の落札業者に関しましては、70%で落札したのは今回が初めてであると記憶しております。当課といたしましても業務内容が前年度と変わっていないことから、入札業者へヒアリングを行いました。その結果、他企業が参加することを視野に入れて、その上で業務内容や技師の配置また利益等を踏まえて、企業努力がされた結果であると聞いています。

枝広委員長

予定価格の設定が実績データに基づいて行われる機器が学校関係では多いでしょうか、その中で企業努力というものをお願いしたいというのは、アピールしてもいいことだろうと思います。そのように努力をしていただくと、より市の財政にも、僅かずつですが寄与するのではないかというような気がしますので、一応意見として申し上げます。

他に委員の方、何かありますでしょうか

横山委員

同じ業務を入札でやる場合と随意契約である場合で予定価格の算定の方法に違いはありますか。

担当課

一般競争入札を行うに当たっての予定価格は、業者から見積もりを取りまして、それを参考にして決めております。随意契約の場合も算出方法につきましては、変わりはありませんので、そういった意味では、金額的には差は出ないものと考えております。

横山委員

算定基準は一緒と理解してよろしいですね。その上で随意契約において予定価格を示した上で市の方から値引き交渉をすることは可能なのですか。

担当課

本件のようなメンテナンス業務において交渉したことはございませんが、可能性はあると思っております。

横山委員

そうすると一般論としては、100%にしかならない入札を行うよりも随意契約にして値引き交渉した方が、市の財政的には良いということでしょうか。

担当課

人件費等を踏まえた業者の考えと、市の考えが合致するのであればあり得ることと思います。

横山委員

分かりました。

枝広委員長

今後、予定価格の設定と、多少なりともいかに競争が成立するかというところに、これまでも努力はされてきたとは思いますが、少し努力を要することかなと思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。

それでは、事例2の審議はこれで終了といたします。

次に、事例3「井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託

〔プロポーザル〕

枝広委員長

それでは、事例3の「井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例3について、ご説明させていただきます。事業名は、「井戸水使用世帯他下水道使

用料徴収事務委託」。発注方法は、公募型プロポーザルでございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「その他委託」に登載されている者であることといたしました。契約日は、令和7年3月17日。予定価格は、1,686万3,000円。契約金額は、838万2,000円で契約の相手方は、CDCアクアサービス株式会社でございました。詳細につきましては、事業担当課であります下水道課より、ご説明させていただきます。

担当課

本件は、上下水道料金等徴収事務委託、簡易水道料金等徴収事務委託と合わせて3件の委託を一括し、プロポーザル方式によって、受託者を選定したものでございます。内容といたしましては、令和7年10月から令和12年9月までの5年間、成田市内で公共下水道を使用する井戸水を使用する世帯に対する下水道使用料の徴収事務を委託するものでございます。

大越委員

いただいた資料の中でその他参考となる事項の箇所で、3件のうち本件の落札率が低い理由が各社の積算根拠の違いによるものとありますが、受託した業者というのは1者ではなく別々ということでしょうか。

担当課

3件の委託について受託した業者は1者です。

大越委員

使用料の徴収ということなので最終的には市の収入に関わってくる部分なので、こんな低い金額でいいのかとの疑問でこの事例を挙げさせていただいたのですが、他の業務を合わせると83.88%ということで、この下水道の部分に関して受託者の方が手抜きをするといったことは特段考えられないということで、よろしいでしょうか。

担当課

はい。

大越委員

3つの委託業務は同じタイミングでプロポーザルに出しているのでしょうか。下半期の契約一覧の中に、他の2件が入っていなかったと思います。

事務局

水道事業に関しての入札や契約の手続きですが、入札や見積競争については水道部から事務の委任を受けて契約検査課において事務手続きをしておりますので、契約検査課にそのデータがあり、契約一覧に入ってきますが、水道事業における今回の公募型プロポーザルについては、指名審査会には諮るものの、その後の手続きでは全く契約検査課では触れておらず、データがこちらにないという状態です。良くはないと思っておりますが、現状そういう形になっております。

大越委員

そうすると、この入札等監視委員会というのが成田市で発注している全ての契約について見ていくという観点で考えると、そこから抜け落ちているものがあるというのは入札等監視委員会自体の存在意義が失われるものになるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりですが、少額の案件は担当課で契約をしていて、そのデータというのは、契約検査課には上がってきてないので、市の全ての契約ではございません。

大越委員

全てのものが載っているものだと思って拝見していました。外部の委員により監視するという趣旨を考えると、万が一載っていないもので問題になったときに、成田市は入札等監視委員会というのを設置しているのに一体何をしているのかと、逆に漏れているものがあるのであれば入札等監視委員会を置く意味がないのではないかということに繋がってきってしまうと思います。金額の多寡は関係なく、少額のものであったとしても入札は入札ですのでそこで万が一不正が働いていた場合には非難を受ける話になるかと思うので、今後の課題として、全件を対象にした方がいいと思います。

枝広委員長

今回のケースの場合は入札等監視委員会で扱うべきと考えますので、その辺は事務局で再度ご検討の上で結論を出していただければと思います。

今回のプロポーザルの参加者は何者だったのでしょうか。

担当課

2者です。

枝広委員長

これは実績がある業者ということですよね。

担当課

はい、実績のあるところでございます。

枝広委員長

以前も同じ業者に同じ委託業務を発注していたのでしょうか。

担当課

今回の落札者は、これまで同じ委託業務を契約していた業者とは異なる業者で、新規に受注した業者です。

枝広委員長

落札者が変わった理由というのは、金額的な面でしょうか。

担当課

一番大きいのは金額だと思います。

枝広委員長

資料の中で金額の説明がされていないのでお聞きしたいのですが、もう一者とこの落札者がどういう応札をしたのか分かりますか。

担当課

金額の他に、プロポーザルの中でプレゼンテーションをしていただいて、総合的に評価をした結果、落札者が決まるという形でした。具体的には、今までの実績、会社の形態、従業員数、この業務に当たる人数等を聞きまして、それについて項目ごとに点数をつけました。

枝広委員長

資料を添付していただいたときに、各社の積算根拠や、どういう評価をされたかということが大変重要だと思うので、そのような資料をつけて対比させる中でご説明いただく方が、意義があると思いますので、こちらが意図するものをご理解いただいて資料を準備していただく方が適切ではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事例3の審議はこれで終了といたします。

次に、事例4「マンホール蓋更新工事(本城)」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例 4 マンホール蓋更新工事(本城)

〔随意契約(特命随契)〕

枝広委員長

それでは、事例4の「マンホール蓋更新工事(本城)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例4について、ご説明させていただきます。事業名は、「マンホール蓋更新工事(本城)」。

発注方法は、随意契約でございます。

契約日は、令和6年12月2日。予定価格は、46万7,500円。契約金額は、46万7,500円で、契約の相手方は、株式会社大松建設でございました。詳細につきましては、事業担当課であります下水道課より、ご説明させていただきます。

担当課

本工事は、主要地方道、八街三里塚線の本城地先において、道路管理者である千葉県成田土木事務所発注による舗装道路修繕工事に伴う工事、修繕工事請負業者が現地測量した結果、3基のマンホールの高さの調整が必要となったことから、その対応について、成田土木事務所より依頼されたものでございます。また3基のうち2基のマンホール蓋は古いタイプのものでしたので、高さ調整とあわせて新しいタイプの蓋を支給し、交換を行ったものでございます。

枝広委員長

それではただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員

マンホール蓋というのは規格品で、工事としても特殊性が高いものではないと思ってお

ります。資料として随意契約理由書というのをいただきまして、理由として競争入札に付することが不利と認められると書いてありますが、この主語は成田市にとって不利という理解でよろしいですか。

担当課

はい、成田市にとってもそうですし、道路補修工事の工程に合わせる必要がまずあったことから、どうしても早急に発注することが必要となった案件でございまして、そのようなところから成田市にとって不利となると考えて随意契約という形にしました。

横山委員

舗装工事の工程に付随して工事をしなければならない特殊性があったということですね。本体の方の舗装工事は入札しているということではよろしいですか。

担当課

成田土木事務所の方の工事で、入札だと聞いております。

横山委員

今回のマンホール蓋更新工事と舗装工事の施工業者は同じ業者ですか。

担当課

はい。

横山委員

分かりました。

枝広委員長

概ね質問項目を2～3項目だけ聞きたいことを記載するようにしていますが、審議事例説明書の「その他参考となる事項」の中でなぜ随意契約としたかというところを表現していただくと、ここで議論するとき非常に効率がいいので、こちらが聞こうとしている意図を考えて、その回答を記載していただけるとこの審議がよりスムーズに進むと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事例4の審議はこれで終了といたします。

次に、事例5「JR成田駅西口駐輪場基本設計業務委託」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 JR成田駅西口駐輪場基本設計業務委託

〔随意契約(特命随契)〕

枝広委員長

それでは事例5の「JR成田駅西口駐輪場基本設計業務委託」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例5について、ご説明させていただきます。事業名は、「JR成田駅西口駐輪場基本設計業務委託」。発注方法は、随意契約でございます。

契約日は、令和6年10月16日。予定価格は、2,644万6,310円。契約金額は、2,644万6,310円で、契約の相手方は、スターツCAM株式会社でございました。詳細につきましては、事業担当課であります交通防犯課より、ご説明させていただきます。

担当課

このJR成田駅西口駐輪場等整備事業はJR成田駅西口市有地活用推進事業の一環として実施されることから、初めにJR成田駅西口市有地活用推進事業の概要からご説明申し上げます。この事業は官民連携により駅前に相応しい賑わいの創出と魅力ある施設を新たに整備するため、既存施設である駐輪場の改修及び新たな駐輪場の整備により、必要な駐輪場機能を確保するための再整備を行うとともに民間施設が新設され施設内には多くの市民の皆様からご要望いただいておりますスーパーマーケットなどの商業施設のテナントが出店する他、賃貸マンションも整備される予定でございます。また利便性の向上やバリアフリー化の推進を図るため、駐輪場と民間施設を繋ぐフラットな自由通路の整備や駅通路からバス乗降場までの間、雨に濡れずに移動するための屋根の設置、駅前広場から自由通路へと繋がるエスカレーター及びエレベーターの設置も計画されております。このような中、JR成田駅西口駐輪場等整備事業といたしましては、JR成田駅西口市有地活用推進事業において、令和2年度に公募型プロポーザルにより選定したスターツグループと昨年中に基本設計業務委託契約を締結し、既存駐輪場の改修、歩行者用通路の屋根の増設及び新設駐輪場の整備に係る設計を行っております。また、基本設計と並行して行っている既存建物調査につきましては既存駐輪場の改修工事及び屋根の増設を実

施するため、既存駐輪場の地震に対する安全性や劣化に係る状況を明らかにするとともに、屋根の増設後における建物の安全性を確認することを目的としております。なお、基本設計業務委託につきましては、事業者との仕様書の調整に時間を要し、着手時期に遅れが生じたことで、令和 6 年度内の完了が困難となったことから令和 6 年 9 月議会で繰越明許費を設定しております。

枝広委員長

それでは何かご質問ご意見ございましたらお願いします。

横山委員

民間施設等の隣に作るということですが、この 7 階建ての民間施設というのも今回の受注者のグループ会社が施工するのですか。

担当課

はい、そのとおりでございます。

横山委員

ありがとうございます。

枝広委員長

他の案件に比べまして、随契理由書の中で大変丁寧にご説明いただいて、大変理解が進みました。そこでお伺いしたいのは、既に基本計画が進んでいると思いますが、以前からこの受注者のグループ会社とは西口の開発に関して仕事をしてきた経緯というのはあるのでしょうか。

担当課

令和 2 年度に企画政策部の方で受注者のグループ会社と基本協定を締結しているので、それまでにどのようなやり取りがあったかを今明確にお答えすることができません。

枝広委員長

そうしますと、この令和 2 年度以前からおそらく市民の要望や市議会で、西口再開発、あるいは再利用の話はあったのだと思います。おそらく長年、検討された中で、令和 2 年度に動き始めたと思いますが、このときの公募型プロポーザルというのは、何者がそこに対して応募したかというのはご存知ですか。

担当課

1 者ではなく複数者であったことは承知しておりますが、具体的に何者あるいは何グループかというのは手元に資料がなくお答えできません。

枝広委員長

プロポーザルからスタートして、令和 4 年に基本協定を結び、そこで約 2 年間の作業期間があって、それからまた 3 年経ってこの基本計画の契約に至ったということだと思います。今回の契約に至る以前に何らかの入札行為や契約行為が、今まではあったのでしょうか。それとも、今回は正式にこういう契約を結んだということでしょうか。

担当課

令和 4 年の 9 月に基本協定を締結しましたが、入札や契約行為というのは、今回のこの事業が初めてでございます。

枝広委員長

そうすると、今まで支払行為はなくて、プロポーザルを行った後は、無償でここまで 5 年間協議をしてきたと理解してよろしいですか。

担当課

おっしゃるとおりでございます。

枝広委員長

大変珍しいケースでして、そのような場合にコンサルタント業務に対する支払義務が生じるのが当たり前だと思ったのですが、そうではないわけですね。調査委託費がおよそ 1,800 万という支払が生じたわけですが、今までは無償でコンサルをしてきたということですね。

駐輪場と賃貸マンション、さらに複合施設にテナントが入る計画になっていますが、市と受注者のグループ会社との境界というのはどこにあるのかを明確に理解できるようにご説明をしていただけますか。具体的に言うと、駐輪場は市の土地であり、市が管理していき、賃貸マンションやテナント等の複合施設は、スターツの管理なのでしょうか。

担当課

おっしゃるとおりです。駐輪場につきましては既存の部分を改修して市が供用開始後、管理し続けます。また、西口の方から見て右手側に新しい駐輪場を建設していただきまし

て、そちらの管理運営は供用開始後、市が行っていきます。真ん中に民間施設棟が建設されますが、そちらは、受注者のグループ会社が、スーパーや商業施設に加えて上階の賃貸マンションの管理をしていくというようなスキームになっております。

枝広委員長

そうすると、土地の所有権というのはどうなるのですか。

担当課

市が土地を所有し、賃料をいただくというようなスキームでございます。

枝広委員長

新設する駐輪場の区画までは、今回の再開発計画であるということですね。

担当課

そのとおりです。

枝広委員長

新設するものは市が管理するということですね。

担当課

新設の駐輪場と今ある駐輪場の両方を市が管理します。

枝広委員長

もう 1 つスケジュール的に確認したいのは、これから行う実施設計も受注者のグループ会社がやっていくことになると思いますが、着工が令和 10 年 1 月着工予定ということで進めているということで、今から 3 年間の実施設計期間があるというスケジュールでよろしいですか。

担当課

今想定しているスケジュールといたしましては、令和 8 年度に実施設計に着手し、令和 9 年度に設計の完了、解体工事、そして本体工事に着手いたしまして、令和 11 年度に供用開始というようなスケジュールを想定しております。

枝広委員長

スケジュールは概ね理解しました。現在使われている西口の駐輪場は、解体工事と新築

工事の間はどうなるのでしょうか。工事期間中はほとんど使用が難しくなりますね。

担当課

元々の募集要項の中で、工事期間中も利用者が自転車を駐輪できるよう対応することと明記しておりまして、暫定の駐輪場につきましては、現在の時間貸しの駐車場として利用している場所を活用していくことを考えております。

枝広委員長

特に相当数自転車の量があると思いますし、今回も新しく新設するということで、高校生や中学生、通勤の方が使われることになりますが、それに対して、工事中の支障はないような対策は十分講じているという理解でよろしいですね

担当課

はい。それも想定した上でおりますので、支障のないように進めてまいります。

枝広委員長

是非、それはしていかないといけないことだろうとは思いますが、それでは金銭的なことをお伺いしますが、随契ですから予定価格の 100% ということで、調査委託費としておよそ 1,800 万円程を支払うことになりますが、来年 3 月 31 日までということですので、実際には今半分ぐらい過ぎたところです。この随契というのはプロポーザルをしてその中で最も評価点が良かったということでしょうが、今後、実施設計、それから施工をこの会社が随契でやっていくということになりますか。

担当課

今後工事に至るまで随意契約という形で一貫して進めることがいいと考えております。既存駐輪場、民間施設棟及び新設駐輪場の 3 棟の工事を行うものでございますが、それぞれが JR の鉄道用地に近接しているので設計段階で JR との近接協議が必要となり、受注者のグループ会社に 3 棟の設計を依頼することで円滑な協議が行われるものと考えています。また、近接協議の結果、レイアウトを変更することとなった場合、施設全体の建ぺい率や容積率などを修正する必要があるため同一の設計者となることで柔軟な対応が可能となると考えております。最後にそれら 3 棟は一体的な建物となることから、各棟自由通路で接続されますが各棟フラットに接続する必要があり、わずかなずれも生じないよう各棟の緻密な設計が求められ、それを 1 者が各棟の設計内容を一体的に調整することで施設の建設精度や安全性が担保され则认为ております。以上のような理由で特命随

契を今回締結したものであり、それは今後においても変わらない条件であると考えております。

枝広委員長

余計な心配かもしれませんが、補修部分あるいは改修部分それから新築の部分等をエキスパンションジョイントで繋いで不動沈下をいかに防いでいるかということや、鉄道とも関連があるということで、総合的なコンサルタントをつけながら進めていかないと遅れが生じたり、繰越明許費を使用したりとトラブルが続くのではないかという心配があるのですが、総合的なコンサルタントをつけて事業を進めていくというお考えはないのでしょうか。

担当課

現在のところ市で外部のコンサルタントをつけるというのは予定していませんが、受注者のグループ会社に客観的な判断をする外部の協力会社を用意するように依頼をしまして、それは今手配されているところでございます。

枝広委員長

それも一つの方法だろうと思いますが、交通防犯課でこれを全部管理していくとなると、いろいろな市民の声もあるでしょうし、建築工事の技術的な問題もあるでしょうし、鉄道の関係もあるでしょうし、いろいろな予算編成上の問題もあったりして、かなり総合的な判断を要するだろうなと考えますので、信頼できるコンサルタントがついていればいいと思いますが、将来的にいろいろな問題を残すようなことがないようにしていただきたいということがあります。

他に意見のある委員の方はいらっしゃいますか。

大越委員

真ん中の民間施設棟のところについて、土地は市が所有していますが、建物については受注者のグループ会社の所有になるのですか、それとも市の所有になるのですか。

担当課

受注者のグループ会社です。

大越委員

駐輪場は一体として繋がっていますが、真ん中の民間施設棟だけ受注者のグループ会

社が所有して、両サイドを市が所有するというような形態ですか。

担当課

おっしゃるとおりです。

大越委員

ここはずっと賃貸マンションであり続けるのですか。

担当課

市としては賃貸マンションということで求めています。

大越委員

東口は分譲マンションになっていて、西口が賃貸マンションのままというのはなかなか考えにくいと思います。もし分譲になったとしても、市としてはおそらく何も言えない状況に置かれてしまうと思います。建物所有者に自由にされてしまい、賃貸ではなく、区分所有にされてしまう可能性については市として想定されているのでしょうか。

担当課

現在のところも賃貸ということですので今後も変わらないと思います。ただ、将来、もし違った形に変えるのであれば、土地の所有は市でございますので、市との協議はあって然るべきものと考えております。

大越委員

市と協議となったときに、契約違反としてここを取り壊せるのかという問題があります。市としては最終的に契約違反の場合に対応として考えるのは契約解除かと思われますが、契約解除ということはつまり、その建物を取り壊すということになると思います。そうなったときに横の駐輪場をどうするのかという問題も出てくることになります。相互の信頼関係に基づく話であり、特に具体的に答えがあるわけではありませんが、このような問題が考えられ、不安に思ったので質問いたしました。

枝広委員長

この委員会では結論を出せませんが、将来、大変複雑な管理や運営が強いられるのではないかと思います。非常に複雑な権利関係であり、使用しながらなので危険が予測され、鉄道との関係もあるので工事中いろいろな支障も出てくるでしょうし、すでに遅延や調整に時間をかけていることも考えると、しっかり計画をして進めていただきたいと思います。

す。

横山委員

先ほど、駐輪場完成後は市の管理とおっしゃいましたが、これは外部に管理委託するような形になるのですか。

担当課

現在、駐輪場管理は委託しておりますので、直営ではなく管理委託になると思います。

横山委員

その際には契約の仕方というのは入札になるのか、あるいは特命随契になるのですか。

担当課

今現在はシルバー人材センターに委託しておりますので、そちらと随意契約をしています。将来的なものについては未定でございます。

横山委員

分かりました。

枝広委員長

それでは、事例5の審議はこれで終了といたします。

次に、事例6「測量調査委託(吉岡前林線)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 測量調査委託(吉岡前林線)

〔一般競争入札〕

枝広委員長

それでは事例6「測量調査委託(吉岡前林線)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例6について、ご説明させていただきます。事業名は、「測量調査委託(吉岡前林

線)」。発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「測量等」部門、「測量」に登録があり、所在区分が市内業者として登載されているものを対象とし、官公庁等が平成 26 年度以降に発注した測量業務について、元請として受注し、完了した実績があることといたしました。開札日は、令和6年10月25日。入札参加者数は、6者でございました。契約日は、令和6年10月31日。予定価格は、226万 6,000 円。契約金額は、203 万 5,000 円で、契約の相手方は、株式会社総合開発でございました。詳細につきましては、事業担当課であります 土木課より、ご説明させていただきます。

担当課

市道吉岡前林線は、国道 51 号と県道成田小見川鹿島港線を接続する大栄地区における南北方向の新たな交通の骨格となる全長 3,700m の道路であります。また、大栄みらい学園や大栄幼稚園の通学路及び市のスポーツ施設である B&G 海洋センターや野球場への接続道路としても使用されております。しかしながら、現道は狭隘で歩道もなく、非常に危険な状況であり、また、大栄みらい学園のスクールバス路線としての利用も予定していることから、歩道を整備し、歩行者の安全確保を図るものであります。業務内容につきましては、道路整備のために必要な用地測量約 3,400 平方メートルを実施するものであります。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

大越委員

ほとんどの関連資料の案件で応札業者の数や落札率がほぼ等しいような状況になっていきます。また、これは推測ですが、入札調書を拝見しても同じような業者が順番に落札しているように思えますし、入札の金額を見ても、企業の積算にもよるから明確には言えないですが、金額の調整が働いているのではなかろうかとも思えてしまいます。市の方で入札金額の決定の仕方は当然把握していないと思いますが、このように一覧の形で出てくると、今後各業者にヒアリングをすることはあるのでしょうか。もしくは過去にヒアリングをしているのでしょうか。

担当課

設計の立場から言いますと、今回の設計に当たりましては国土交通省の設計業務等標準積算基準書の測量業務歩掛を採用しております。したがって、同様の内容であれば、当

然同様の積算金額となりますし、市内業者も同程度の規模ですと社員の給与や会社の健全経営のために計上する利益も同程度となります。そのため、大体同程度の金額になってしまうのは仕方がないと思います。

大越委員

落札率が1者だけ95%で他が100%ということだったら分かるのですが、88から90%に集中している状況を見ると、業者間での調整が働いていると強く推測されます。そうなった場合、市として、調査まで踏み込みはしないかと思いますが、例えば各業者にヒアリングをかける等、牽制をすることを考えることはないのでしょうか。

事務局

現状、ある程度の入札参加者が確保されていて、ある程度の落札率になっており、競争が働いていないということを明確に判断することは難しいです。具体的にヒアリング等は今のところ考えてはおりませんが、入札等監視委員会の結果は公にされますので、それが牽制の効果になると考えております。

大越委員

入札等監視委員会の結果も公表されますが、どれだけの方がそれをご覧になっているかということも疑問を感じますので、私が知り得る限り長く続いている傾向だと思いますので、今後の状況を注視していただいて、もし続くようであれば市としても少し牽制をしていった方が競争入札という制度から考えると健全な競争が行われるであろうと思います。これは意見として申し上げさせていただきます。

枝広委員長

どうもありがとうございます。

測量の機械は高くなってきましたが、ほとんどが人件費かと思います。ですから、面積や長さに応じてどれだけの人件費をかけるかで、そう大きく金額は変わらないでしょうが、公正な競争原理が働いているということが大事なことだと思いますので、アンテナを張っていただいて、談合が一切起こらないように、一般競争入札が行われればと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、事例6の審議はこれで終了といたします。

次に、事例7「区画線修繕(並木町土屋線)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 区画線修繕(並木町土屋線)

〔随意契約(見積競争)〕

枝広委員長

それでは事例7「区画線修繕(並木町土屋線)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例7について、ご説明させていただきます。事業名は、「区画線修繕(並木町土屋線)」。

発注方法は、見積競争を実施し、随意契約を締結したものでございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、同様の実績を持つ業者を3者選定し見積依頼しました。開札日は、令和6年12月12日。契約日は、令和6年12月13日。予定価格は、129万8,000円。契約金額は、129万8,000円で、契約の相手方は、株式会社アクセスでございました。詳細につきましては、事業担当課であります道路管理課より、ご説明させていただきます。

担当課

本工事はグリーンベルトの整備になりますが、道路の路肩部分を緑色に着色することで歩行者の安全を確保したものです。施工箇所は、JR成田駅前から不動ヶ岡に向かう通称一本松通りになりますが、京成線に係る阿利耶橋から大日精化がありますJR成田線の踏切までの区間も一部施工しております。この道路は路肩の幅が狭く、車の交通量が多い路線であり、地元地区より歩行者の安全対策に関わる要望を受け、令和4年度から継続して整備を行っております。工事の内容としましては、樹脂系の滑り止め舗装延長130m、平均舗装幅員約70cm、面積としまして約90平方メートルの施工をしたものです。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

大越委員

道路管理課ではありませんが、まず予定価格の設定の仕方というところをお伺いしたいと思います。今回の工事についても見積競争の金額の基準は、予定価格が130万円以下だとお伺いしておりますが、多くの案件で130万円に極めて近い金額に予定価格が設

定されていると感じました。予定価格 130 万円以下にして見積競争をした方が速やかに発注できるというところはあると思いますが、意図的に 130 万円以下に抑えて見積競争にしようとしたということはないという認識でよろしいでしょうか。

担当課

今回施工した内容が路肩のグリーンベルトの着色ですが、車両と歩行者の安全確保をして欲しいと地元の方から要望をいただきました。おっしゃるとおり、まとめて発注することとも考えましたが、安全確保を迅速に行うという目的で、この金額に設定して発注しました。

大越委員

工事の発注の仕方ですが、見積競争をする場合、3 者を選定すると思いますが、その選定についてどのような考えで 3 者を選定しているのか、教えていただければと思います。

事務局

見積競争の案件における 3 者の選定につきましては、なるべく市内業者を優先し、過去に実績があった業者から選んでいます。

大越委員

見積競争の結果を全て拝見したところ同じ業者が何度も出てきており、過去に実績がない業者でも履行可能な業務も含まれていると思います。市が 3 者選定することになると、どうしても癒着があると見られかねないと考えています。業者選定するときに、基本的には過去に実績があったところを選定されているということでいいでしょうか。

担当課

道路管理課の場合、交通安全施設ということで、土木の一般業者よりも特化した経歴がある業者である必要があるため、業者の選択肢がある程度狭まっています。

大越委員

そういうような理由がしっかりあれば何ら心配ないと思いますが、もし万が一、理由が説明できない場合に、問題になってしまうと思い指摘をさせていただきました。

枝広委員長

私の方からもお伺いしたいのですが、見積結果に落札の他に、未入札、辞退、それから空白の欄があります。辞退や未入札は分かりますが、空白はどういう意味なのでしょう。

事務局

見積競争については、見積書を提出する前に参加する意思の有無を確認しております。その時点で参加する意思の有無が確認できない場合は空欄になります。

枝広委員長

実績のあるところから3者を基本的を選んでコンタクトを取りますが、その時に回答がなかったということですか。

事務局

そうです。具体的に申し上げますと、まず、見積依頼通知を出し、その数日後までに参加者に参加する意思を表明してもらうタイミングがございまして、その際に参加意思の表明がなかったということです。

枝広委員長

そうすると空白部分は参加する意思なしということになり、参加者数が3者というのが記録上は残りますが、実際に参加しているのは2者又は1者ということですか。

事務局

そうです。

枝広委員長

そうすると、こういうケースの場合、3者と記載するのではなく、元々これはないものとして扱うのか、あるいは参加意思なし等、何か表現をしていただきたいと思います。

それから、市から声をかけて見積競争に参加する意思がない場合、ペナルティは何もないのですか。

事務局

はい、ございません。

枝広委員長

それは市が勝手に依頼したからということですか。

事務局

参加するかどうかは業者の自由ですので、基本的に入札の辞退等に関してペナルティ

を与えてはいけないことになっています。

枝広委員長

本当に見積競争になっているのかどうか疑問が残ることになりますので、業者の選定の仕方について再度よくご検討していただき、見積競争に参加してもらえないことが極力少なくなるように努力していただく方がいいと思います。

横山委員

私も同様の疑問を持っておりましてお尋ねしたいのですが、見積競争の結果にリストアップされているのはあくまで市が声かけたという、そういう意味合いでしかないということですね。そうすると、市は業者の選定をどのような基準でやっているのですか。

事務局

極力実績があるところを選んでいますが、実績がなくても同様の仕事はできるだろうという業者を選定しています。

横山委員

ただ、反応を示さないということであれば、そもそも選定すること自体があまり適切ではないので、もう声をかけないという選択もあるのではないですか。反応しそうな業者にのみ声をかけるべきであろうと思いますが、どうでしょうか。

事務局

今は参加できないのか、それとももうこの仕事はやりたくないのか、辞退届のようなものをいただいているわけではないので、明確な理由が分からないところもございますので、なるべく参加の意思がありそうなところを選んでおります。

横山委員

今後の選定のために、辞退届等を出していただくことが必要と思います。意思の有無や忙しさ、あるいは金額的に合わない等理由を確認せずに無駄な声かけをして数合わせをしても仕方がないような気がします。

事務局

こちらの方でもできる限り、参加してもらえそうな適正な業者を選んでいきたいと考えております。

枝広委員長

調査したわけではないので必ずしも調整行為が行われているとは言いませんが、そういったことをできるだけ避ける意味でも、参加意思があるのかないのか明確にしてくださいということは市として必要だと思いますので是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは、事例7の審議はこれで終了といたします。

次に、事例8「街路樹管理委託(公津の杜)(令和7年度)」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 街路樹管理委託(公津の杜)(令和7年度)

〔随意契約(プロポーザル)〕

枝広委員長

それでは事例7「街路樹管理委託(公津の杜)(令和7年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例8について、ご説明させていただきます。事業名は、「街路樹管理委託(公津の杜)(令和7年度)」。

発注方法は、公募型プロポーザルでございます。資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「緑地管理・道路清掃」に登録されている者であること、官公庁等が平成26年度以降に発注した街路樹の管理業務委託について、元請として完了した実績があることといたしました。契約日は、令和7年3月27日。予定価格は、2,915万円。契約金額は、2,805万円で契約の相手方は、株式会社飯塚造園でございました。詳細につきましては、事業担当課であります道路管理課より、ご説明させていただきます。

担当課

本市が管理しております街路樹や寄せ植えなどの良好な維持管理を実施することにより、快適かつ安全な道路環境の整備と景観の維持を図ることを目的としております。委託の内容といたしましては、年間を通じて樹木や寄せ植えの剪定、清掃、肥料の散布などの作業を行っております。街路樹の管理委託につきましては、市内10地区に分け、8地区

を簡易公募型プロポーザル方式、2地区を制限付き一般入札で請負業者を決定しております。

枝広委員長

それでは委員の方からご質問等ございましたらお願いします。

横山委員

街路樹管理委託という業務が、特命随契しなければいけない特殊性があるのかということで選ばせていただきました。事例 8 の事例説明書に簡単に記載がありますが、具体的にどのように専門性が求められているのかを教えてください。

担当課

街路樹に関しては、いろいろな樹種が高木だけでも市内 5,000 本以上ありまして、これらの樹種に合わせた剪定や樹形の維持管理を行うためには、価格だけの競争ではなく、樹の樹形を保つための技術的な提案をもとに評価して受注者を決めた方が良いのではないかとご指摘を過去に市議会で受けまして、内部で検討した結果、令和 5 年度からプロポーザルを導入し、業者ごとに提案を受けて、技術力や信頼性の高い業者を選定しております。

横山委員

随意契約の根拠としては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項のいずれに当てはまるのですか。

担当課

性質または目的が競争入札に適さないということで、2号に該当するということで事務処理しております。

横山委員

結果的にいろいろな業者が選定されていますが、逆に言えば、どこの業者がやってもいいと思えますが、いかがでしょうか。

担当課

令和4年度までは通常の一般競争入札をしていて、入札制限として、過去 10 年以内に実績がある業者としていました。しかし、樹種に合わせた剪定や樹形の維持管理というのを行ってくれない業者もありました。市としては樹に愛着を持ち、樹の目標樹形を目指し

て管理していただきたいと考え、管理方法も評価し技術力のある業者を選定可能な簡易的なプロポーザルに変え、金額だけでは分からない樹に関する高い技術力等を評価して決めていくという形にしております。また、過去 10 年以内の実績という入札制限を付けますと、他の優良な業者がなかなか参入できないということもありまして、その制限も緩和しております。

横山委員

おっしゃることを前提とすると、施工結果についても評価すべきように思いますが、結果も評価していますか。

担当課

プロポーザルで提案を受けた後、その提案が仕事を取るためだけの内容ではなく、管理結果についても最終的に評価しております。

横山委員

今回出されているプロポーザルの審査結果で、この施工結果の出来栄えというのはどの項目で評価するのですか。

担当課

評価項目がいろいろありますが、過年度の出来栄えに対する評点というのは特段設けておらず、これからの施工に対する体制や能力を評価しています。施工後の評価は、あくまでチェックシートだけで行っていて、プロポーザルには反映していないです。

横山委員

目的からすると能力の低い業者を排除しなければいけないということになると思いますが、施工結果を評価しないのであれば目的が達成できていないような気がしますが、いかがでしょうか。ただ樹を切ればいいわけではないということで、特命随契にしたということですから実際の施工結果を評価しないことには意味がないのではないですか。

担当課

同じ工区で同じ業者が次回に参加した場合には、前年度の出来栄えは、プロポーザルの評価項目に追加する余地があると思いますので、今後研究したいと思います。

横山委員

新規業者もありますので一概に評価しきれないかもしれませんが、あまりに出来の悪い

業者を排除することが目的だったと思いますので、ご検討ください。

もう1点ですが、他の関連案件は、落札率が70%又は80%ですが、この案件だけ96.23%という非常に高い金額になっていますが、特殊な事情があるのでしょうか。

担当課

プロポーザルの点数は150点が満点ですが、価格に対しては50点が上限となっていて、それ以外の100点は施工能力や施工体制を評価して採点しております。今回は確かに96.23%ということで、この案件だけが低いのですが、それは業者の判断によるものと思います。価格のところで、点数を求めるのではなく、提案に自信がありますということで、価格を高めにするというのはいり得ると思います。その結果、この案件に関しては高い落札率になったものと思っています。

横山委員

繰り返しになりますが、価格に見合ったクオリティがあるのかどうかということも検討していただければと思います。

また、先ほども少し申し上げましたが、結果を見ると1つの業者が複数契約することは少なく、各業者ともほぼ1件ずつ契約していますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

担当課

1者が複数の工区を請け負うというのが現実的には難しいだろうということで、参加条件として、1者が2工区まで請け負えるという制限を設けていますので、その結果と思っております。

横山委員

分かりました。

枝広委員長

落札率が1者だけ96.23%で、後が70%又は80%というところで、ご説明されたことを今のところ信じざるを得ませんが、それ以外の要素もあったかもしれませんので、その辺りは敏感に汲み取りながら今後進めていただければと思います。

それでは、事例8の審議はこれで終了といたします。

次に、事例9「市道路肩草刈作業委託(成田・公津・豊住・八生地区)(令和7年度)」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 市道路肩草刈作業委託(成田・公津・豊住・八生地区)(令和7年度)

〔一般競争入札〕

枝広委員長

それでは事例9「市道路肩草刈作業委託(成田・公津・豊住・八生地区)(令和7年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例9について、ご説明させていただきます。事業名は、「市道路肩草刈作業委託(成田・公津・豊住・八生地区)(令和7年度)」。

発注方法は、一般競争入札でございます。
資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「緑地管理・道路清掃」に登録があり、所在区分が市内業者として登録されているものを対象とし、土木工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者であることといたしました。開札日は、令和7年3月14日。入札参加者数は、2者でございました。契約日は、令和7年3月21日。予定価格は、2,226万4,000円。契約金額は、2,226万4,000円で契約の相手方は、有限会社加瀬興業でございました。詳細につきましては、事業担当課であります道路管理課より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務は、先ほどの街路樹管理委託と同様、本市が管理する市道の良好な維持管理を行っており、快適かつ安全な道路環境の整備と景観の維持を図ることを目的として、市道の路肩草刈作業を委託しております。委託の内容といたしましては、年間を通じて、車道部分の路肩草刈や道路法面の草刈業務を行っております。草刈り作業につきましては、市内を7地区に分け、制限付き一般競争入札として請負業者を決定しております。

枝広委員長

それでは、委員の方々からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

大越委員

この事業に関しては類似の事業と比べると、地区の選定が成田、公津、豊住、八生と、あまり同じ地区に固まっていないという印象がありますが、このような地区設定にした理由

というのは何かあるのでしょうか。

担当課

公津と八生地区に関しては成田地区の外周に位置しています。本業務はバス路線や通学路を中心に草刈りをしていますが、そのような対象路線が密集しており、均一的に草刈りをして出来栄を管理することや作業効率を考えると、まとめた方が良くと過年度においても判断しており、今年度についてもその判断に変更はありません。豊住地区に関しては少し離れてはいますが、地区単体で見たときに対象となる路線の数が少ないというのもありまして、分けて発注し過ぎると経費もかかりますので、経費削減ということも考え、なるべくまとめて発注した方が良くだろうということで、このような地区設定にしております。

大越委員

理由は分かりました。この案件を分割発注すると、業者側としては入札に参加する機会が増えます。また草刈業務は、ほとんどが抽選で決まっていて、抽選の場合、落札の回数にも制限があるので落札業者を増やすということにも繋がってくるということが考えられます。さらに、金額が大きくなると業務の規模も大きくなるので、業者の規模によって参加できないところも出てきます。それらについては特に考慮せず、効率性ということだけで考えられたということですか。

担当課

はい。

大越委員

分かりました。

枝広委員長

私の方から確認をしたいのですが、今回の案件と遠山南地区の案件は、どちらも同じ業者が落札していて、どちらも参加業者数が実質 1 者しかいませんが、何か理由がありますか。

担当課

草刈業務に関しても、1 者当たり 3 件まで落札が可能という条件がありまして、その結果と思っております。

枝広委員長

1 者が辞退しており、応札した業者は 1 者しかいませんが、競争原理が働いたと言えるのでしょうか。他の草刈業務は 3 者から 8 者参加しています。業務内容が特殊であるなど理由があるのか、知りたいです。

担当課

推察になってしまいますが、1 者しか入っていない理由は、受注者の本業の土木事業との兼ね合い、地域の業者数、従業員数、所持している機械の数、委託場所等により業者が判断したためと推察しております。

枝広委員長

あくまでも推察にしか過ぎないのがとても残念ですが、公園緑地課の緑地管理業務では 12 者から 13 者ぐらいが、市道の草刈の場合は平均すると 4, 5 者参加者がいますが、この 2 件だけが 1 者だったので、何か問題があるのではないかと推察してしまいます。この案件で参加者が 1 者というのは問題があると思いますので、競争が働くような働きかけを進めていただく方がより良いと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

横山委員

競争が起きるようにもう少し細分化することをお考えですか。

担当課

これまでも見直しをしながら発注をしてきましたが、草刈業務は業者からすると特殊な業務ではなく、最初に市役所の仕事を取るきっかけとなる業務ですので、地元の事業育成を考えるとある程度分割して発注した方が良いという考えもあります。その他にも業者の受注体制や道路環境の変化等を踏まえて、区域の見直しは必要だと思ひます。

横山委員

よろしくお願ひします。

枝広委員長

それでは、事例 9 の審議はこれで終了といたします。

次に、事例 10「硫酸バンド購入(令和 7 年度)」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 硫酸バンド購入(令和7年度)

〔制限付一般競争入札〕

枝広委員長

それでは事例10「硫酸バンド購入(令和7年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例10について、ご説明させていただきます。事業名は、「硫酸バンド購入(令和7年度)」。

発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「物品」部門、「薬品」に登録があり、所在区分が市内業者、準市内業者又は県内業者として登載されているものを対象といたしました。開札日は、令和7年3月3日。入札参加者数は、7者でございました。契約日は、令和7年3月10日。予定価格は、166万8,700円。契約金額は、166万8,700円で、契約の相手方は、横山商事株式会社でございました。詳細につきましては、事業担当課であります環境衛生課より、ご説明させていただきます。

担当課

成田浄化センターは昭和62年に建設されたし尿処理施設でございます。し尿や浄化槽汚泥が搬入されてから環境に影響を及ぼさない水や焼却灰とするまで、その処理に特化した様々な機械を用いて24時間運転で処理を行っております。本施設は開設から36年が経過しており、経年劣化や計装設備の老朽化の影響が顕著にあらわれていることから、現在新施設の建設工事が進められておりまして、本年10月の開設予定となっております。硫酸バンドにつきましては、し尿や浄化槽汚泥を処理する水処理用の工程中において、処理水を化学反応させ、リン酸を除去するために使用しているもので、今年度は4万1000kgの使用を見込み、毎年購入しています。

枝広委員長

それでは委員の方からご質問等ございましたらお願いしたいと思います

横山委員

対象物品は、工業製品として比較的価格は安定しており、もう少し競争が働くのではな

いかと思い選定させていただきました。入札の結果を見ると、5 者が予定価格を上回ってしまっている状況ですが、予定価格の設定自体が厳しかったのではないのでしょうか。

担当課

予定価格の積算については、前年度に落札した業者から参考見積もりをいただきまして、その価格をもとに予定価格を決定しています。

横山委員

それは今回落札した業者ですか。

担当課

今回落札した業者です。

横山委員

他の業者はこの金額では手を出せないということなのかもしれませんが、業者からヒアリングをしていますか。

担当課

特にしていません。

横山委員

他の業者が競争のスタートに立てないような状況のようですので、少し金額の検討等していただいた方がいいと思います。

事務局

少々補足をいたしますと、今回の案件は物品の購入になりますので、予定価格を事後公表という形にしています。落札した業者は参考見積もりで出した金額で応札したのだと思いますが、他の業者については各業者が適正に見積もった金額で応札したところ、100%を超えてしまったものと思われます。

横山委員

原価割れになってしまうと、市にとってもあまり良くないと思いますので、予定価格の設定方法についてはご検討した方が良いでしょう。

大越委員

見積もり自体を元々の契約の業者から取って、その価格を公表せずに入札にかけた結果、他の業者はその価格を知らないから高い金額で応札したということになると、競争としての条件が公平ではないと思います。他の業者からすると、予定価格が公表されていれば、応札自体しない選択や入札金額を下げる選択をすることができたにもかかわらず、その機会が提供されていないことになるので、従来の契約業者からの金額を参考にして予定価格を決定するのであれば事前公表にしなければフェアではないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

予定価格については今回の入札では出していませんが、毎年入札をし、その入札結果については公表がされていて、ある程度予定価格というのは推測できる状態で入札にかけております。また、入札にあたっては、極力予定価格は出さないようにという流れになっておりますので、事前公表にしてしまうと逆の流れになってしまいますので難しいと考えております。

大越委員

確かに難しいところはあると思います。今の世の中の状況ですと物価が上がってきており応札する業者も価格の見通しが立てにくいということが、本件では反映されていると調書を見て思いました。本件を見て、フェアに競争が行われる仕組みというのをご検討いただいた方が良くないと思います。

枝広委員長

最もだと思います。この案件の前年度の落札価格はいくらですか。

担当課

前年度は、270万 6,000 円で、落札率にしますと 93.8%です。

枝広委員長

今年は量が減ったのですね。

担当課

10 月から新しい施設が稼働しますので、半年分に減っています。

横山委員

前年度の結果について、公表されるのはこの単価の部分ですか。それとも、単価に予定

数量をかけた金額ですか。

事務局

結果としてはこの入札調書と同様になりますので、単価に予定数量をかけた金額です。

横山委員

その単価がいくらかは分からないまま他の業者は入札するのですか。

事務局

入札参加業者は、情報を豊富に持っておりますし、概ね毎年入札に参加するので入札公告等と照らせば単価を計算することは可能です。

横山委員

この案件で1割近く値段が違うというのは少し疑問に感じます。

枝広委員長

落札業者以外の業者が予定価格をオーバーしており、少し合点がいかないところもありますが、他の業者が参入できる形で、入札が行われることを期待したいと思います。

それでは、事例10の審議はこれで終了といたします。

〔以上で事例10の審議を終了〕

枝広委員長

本日の審議は大変長くなりましたが、以上をもちまして、全ての事例の審議は終了とさせていただきますが、委員の皆様、全体を通しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

それでは私の方から、選定理由を選定した各案件につきまして委員の皆さんから出していただいて本日の審議になったわけですが、審議事例説明書において選定理由と目的が外れ、業務の内容を中心に書いているような気もいたしました。選定理由に対する的を射た回答をその他の参考となる事項に少し具体的に書いていただき、それをご紹介いただいて審議を進めた方が効率も上がると思いますので、今後の課題としてよろしくお願いしたいと思います。

今日は審議の中で、JR 成田駅西口の駐輪場の案件が特に長くなりましたが、今後また土俵に上がってくる内容だろうと思いますので、これからもしっかり見届けていきたいと

思います。

(3)その他

傍聴者

0 名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開 催 日 令和8年1月23日(金) 午後2時から4時(予定)

以上